

鹿児島市環境対応車導入指針

1 目的

運輸部門の温室効果ガス排出量を削減するため、本市の公用車及び市営バスを可能な限り環境対応車に計画的に切り替えるとともに、環境対応車をPRすることにより、市民・事業者への普及を促進する。

2 対象

企業を含む全部局の公用車及び市営バスを対象とする。

3 環境対応車の定義

(1) 次世代自動車

- ・ ハイブリッド自動車
- ・ 電気自動車
- ・ プラグインハイブリッド自動車
- ・ 燃料電池自動車
- ・ クリーンディーゼル自動車
- ・ 天然ガス自動車

(2) 低燃費かつ低排出ガス認定車(「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく燃費目標基準の達成車(低燃費車)で、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のこと。)

(3) 電動バイク

4 自動車等購入にあたっての基本方針

- (1) 環境対応車から選定することとする。特に次世代自動車の導入を優先して選定する。
- (2) 緊急車両及び特殊車両については当対象外とし、開発状況に合わせて可能な限り低公害性及び低燃費性を考慮する。

5 環境対応車の導入目標

- (1) 買い替え及び新規に購入する公用車のうち、環境対応車の導入目標は90%以上とする。同様に市営バスについては70%以上とする。
- (2) 環境対応車のうち、次世代自動車の導入目標は、20%以上とする。

6 市民・事業者への普及促進

- (1) 環境対応車に関する情報提供など、広報啓発に努める。
- (2) 環境対応車の民間への導入を促進するため、運送事業者など自動車ユーザーや自動車ディーラー、燃料供給事業者等との協議会を設置し、情報交換等を行う。

7 指針の進行管理等

環境対応車導入指針の進行管理は、再生可能エネルギー推進課が行う。

8 指針の見直し

この指針は、環境対応車の開発状況や国の動向に応じて、適宜見直すものとする。

付則

- 1 この指針は、平成24年4月1日から施行する。

付則

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。

付則

- 1 この指針は、平成31年3月29日から施行する。